

# 台風等風水害時の学びのエリアにおける対応について

大きく向上学びのエリア（上二中・大谷口小・向原小・上二中）における各校の台風等水害時の学校の対応については、板橋区教育委員会から出されている「対応ガイドライン」を基に各校で判断していますが、改めて本エリアの小中学校では下記の対応を原則にしていまいりますのでお知らせいたします。

実際の状況によっては、子供たちの安全を第一に考えた対応を、各校ごとにとってまいりますので、ご理解とご協力のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

## 記

### 1 臨時休業等になる場合

以下に示す特別警報又は警報が板橋区で発令中の場合、特別な措置をとります。

- ・大雨特別警報 ・暴風特別警報 ・暴風雪特別警報 ・大雪特別警報 ・高潮特別警報
- ・暴風警報 ・暴風雪警報 ・大雪警報 ・記録的短時間大雨情報 ・高潮氾濫危険情報（東京都）
- ・土砂災害警戒情報

◎ 午前6時の時点で、上記の警報等が解除されていない場合

- ・臨時休業又は始業時刻の繰り下げを行います。

◎ 在校時間中に警報等の発令があった場合

- ・警報が解除されるまで学校に待機し、解除後下校します。
- ・状況によって、保護者への引き渡しを行います。

### 2 通常授業等になる場合

上記1で示した警報等以外の気象警報・情報が出ている場合は、通常授業となります。ただし、以下のような措置をとります。

- ・通学路の状況から、登校に支障がないとの保護者の判断で安全を確認の上、登校する。
- ・登校できない場合でも、欠席・遅刻扱いにはしない。
- ・できる限り、保護者による送り迎えをお願いする。

### 3 その他

- ・各校の当日の授業時間、行事等の予定により、対応方法が異なることがあります。
- ・特別な対応等の措置をとる場合、緊急一斉メール（スマチメール）で、随時、連絡をします。
- ・原則として各校の校長の判断により対応の決定を行いますが、状況によっては、臨時休業に関して板橋区教育委員会からの指示による対応をとることがあります。